

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文
○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（目的） 第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを<u>没収</u>し、又は犯罪による被害の回復に充ててることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに鑑み、特定事業者による顧客等の本人特定事項（第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。）等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。	（目的） 第一条 この法律は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるときに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを<u>はく奪</u>し、又は犯罪による被害の回復に充ててることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止すること（以下「犯罪による収益の移転防止」という。）が極めて重要であることに<u>かんがみ</u>、特定事業者による顧客等の本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。）による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 一十五 (略)

十六 一三十八 (略)

三十九 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(別表において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十一条第一項第十五号において「みなし宅地建物取引業者」という。)を含む。)

四十 (略)

四十一 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。)を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。)を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 一十五 (略)

十五の二 一三十五 (略)

三十六 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業(第四条第一項において単に「宅地建物取引業」という。)を営むもの(第二十条第一項第十四号において「みなし宅地建物取引業者」という。)を含む。)

三十七 (略)

三十八 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物並びに大きさ及び重量が郵便物に類似する貨物を含む。以下同じ。)を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客あての当該電話番号に係る電話(ファクシミリ装置による通信を含む。第二十条第一項第十一号において同じ。)を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者

自動的に転送する役務を提供する業務を行う者

四十二～四十六 (略)

- 3 この法律において「顧客等」とは、顧客（前項第三十八号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客）又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

(国家公安委員会の責務等)

第三条 国家公安委員会は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2・3 (略)

(取引時確認等)

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十二号に掲げる特定事業者（第十一条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わ

三十九～四十三 (略)

(国家公安委員会の責務等)

第三条 国家公安委員会は、特定事業者による本人確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置が的確に行われることを確保するため、特定事業者に対し犯罪による収益の移転に係る手口に関する情報の提供その他の援助を行うとともに、犯罪による収益の移転防止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2・3 (略)

(本人確認義務等)

第四条 特定事業者（第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（第八条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客（同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。）又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（以下「特定取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について

なければならない。

一 本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあっては、その者の本人特定事項

、本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。			
特定事業者	特定業務	特定取引	
第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引	
第二条第二項第三十四号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引	
第二条第二項第三十五号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引	
第二条第二項第三十六号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地（宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引	

	一 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。） 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）	
第二条第二項第四十二号に掲げる者	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

2 | 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号イ又はロに掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号イ又はロに規定する関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及

第二条第二項第四十三号に掲げる者	任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を
第二条第二項第四十三号に掲げる者 若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

一 次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの

イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等（第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすましている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との取引

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及

び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている顧客等との取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。)であつて政令で定めるものについては、適用しない。

4 特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引(以下「特定取引等」という。)を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

5 特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定めるもの(以下この項において「国等」という。)であるときには、第一項又は第二項の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項 本人特定事項	第一項 次各号(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)	第一号

2 特定事業者は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の本人確認に加え、当該特定取引の任に当たっている自然人(以下「代表者等」という。)についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

団 社団又は財 人格のない					
第一号	第二項	第一項	第一項	第二項	第一項
間て現に特定取引等 の任に当たっている 自然人の本人特定事 項	前項第一号に掲げる 事項	前項各号に掲げる事項並びに当 該取引がその価額が政令で定め る額を超える財産の移転を伴う 場合にあつては、資産及び収入 の状況（第二条第二項第四十三 号から第四十六号までに掲げる 特定事業者にあつては、前項第 一号に掲げる事項）	次の各号	第一項 本人特定事項	第一項 当該顧客等が自然人である場合 第三号 第三号 第三号 第三号 第三号 法人である場合にあつては事業 の内容
事業の内容	事業の内容	事業の内容	事業の内容	事業の内容	事業の内容

第二項 前項各号に掲げる事項並びに当 前項第一号から第三号までの掲げる事項	
該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況	

6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽つてはならない。

（特定事業者の免責）

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに應ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

（確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、取引時確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、当該取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、確認記録を、特定取引等に係る契約が終了した日その他

4 顧客等（前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）及び代表者等は、特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

（特定事業者の免責）

第五条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等又は代表者等がこれに應ずるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。

（本人確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項、本人確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他

の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等（別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。）を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 （略）

（削る。）

他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 （略）

（弁護士等による本人確認等に相当する措置）

第八条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保存に相当する措置については、第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

(疑わしい取引の届出等)

第八条 特定事業者（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者を除く。）は、取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2～4 （略）

(外国為替取引に係る通知義務)

第九条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に委

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

(疑わしい取引の届出等)

第九条 特定事業者（第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者を除く。）は、特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定業務に関し組織的犯罪処罰法第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない。

2～4 （略）

(外国為替取引に係る通知義務)

第十条 特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）は、顧客と本邦から外国（本邦の域外にある国又は地域をいい、政令で定める国又は地域を除く。以下この条において同じ。）へ向けた支払に係る為替取引（小切手の振出しその他の政令で定める方法によるものを除く。）を行う場合において、当該支払を他の特定事業者又は外国所在為替取引業者（外国に所在して業として為替取引を行う者をいう。以下この条において同じ。）に

託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2～4 (略)

(取引時確認等を的確に行うための措置)

第十条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

(弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置)

第十一条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

(捜査機関等への情報提供等)

に委託するときは、当該顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを通知して行わなければならない。

2～4 (略)

(新設)

(新設)

(捜査機関等への情報提供等)

第十二条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第八条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(外国の機関への情報提供)

第十三条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（第八条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 5 (略)

(報告)

第十四条 (略)

第十一条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項、第九条、この条及び次条に規定する国家公安委員会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報並びにこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は収税官吏、税関職員、徴税吏員若しくは証券取引等監視委員会の職員（以下この条において「検察官等」という。）による組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする。

2 (略)

(外国の機関への情報提供)

第十二条 国家公安委員会は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その職務（第九条、前条及びこの条に規定する国家公安委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 5 (略)

(報告)

第十三条 (略)

(立入検査)

第十五条 (略)

(指導等)

第十六条 (略)

(是正命令)

第十七条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第四項、第六条、第七条、第八条第一項若しくは第二項又は第九条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十八条 (略)

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

(立入検査)

第十四条 (略)

(指導等)

第十五条 (略)

(是正命令)

第十六条 行政庁は、特定事業者がその業務に関して第四条第一項から第三項まで、第六条、第七条、第九条第一項若しくは第二項又は第十条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国家公安委員会の意見の陳述)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十四条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 (略)

5 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委員会に対し、第十五条第一項の規定による権限の行使と第三項の規定による都道府県警察の権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めることができる。この場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなければならない。

(主務省令への委任)

第十九条 (略)

(経過措置)

第二十条 (略)

(行政庁等)

第二十一条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号から第三十号まで及び第四十五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

二・三 (略)

四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十七

4 (略)

5 前項の通知を受けた行政庁は、政令で定めるところにより、国家公安委員会に対し、第十四条第一項の規定による権限の行使と第三項の規定による都道府県警察の権限の行使との調整を図るため必要な協議を求めることができる。この場合において、国家公安委員会は、その求めに応じなければならない。

(主務省令への委任)

第十八条 (略)

(経過措置)

第十九条 (略)

(行政庁等)

第二十条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 第二条第二項第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号の二まで及び第四十二号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣

二・三 (略)

四 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十七

条第一項に規定する行政庁

五・六（略）

七 第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十九条第一項に規定する主務大臣

八 第二条第二項第二十六号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

九 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 商品先物取引法第三百五十四条第一項に規定する主務大臣

十 第二条第二項第三十二号から第三十四号までに掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣及び法務大臣

十一 第二条第二項第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十二 第二条第二項第三十五号に掲げる特定事業者及び同項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十三 第二条第二項第三十六号及び第四十六号に掲げる特定事業者 財務大臣

十四 第二条第二項第三十七号、第三十八号及び第四十号に掲げる特定事業者並びに同項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

条第一項に規定する行政庁

五・六（略）

六の二 第二条第二項第十五号の二に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十九条第一項に規定する主務大臣

七 第二条第二項第二十五号に掲げる特定事業者 不動産特定共同事業法第四十九条第一項に規定する主務大臣

八 第二条第二項第二十九号に掲げる特定事業者 商品先物取引法第三百五十四条第一項に規定する主務大臣

九 第二条第二項第三十号から第三十一号の二までに掲げる特定事業者（次号に掲げる者を除く。） 内閣総理大臣及び法務大臣

十 第二条第二項第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者のうち国債を取り扱う者 内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

十一 第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者及び同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者 総務大臣

十二 第二条第二項第三十三号及び第四十三号に掲げる特定事業者 財務大臣

十三 第二条第二項第三十四号、第三十五号及び第三十七号に掲げる特定事業者並びに同項第三十八号に掲げる特定事業者のうち顧客あての郵便物を受け取ってこれを当該顧客に引き渡す役務を提供する業務を行う者 経済産業大臣

十五 第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第
三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建
物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十六 第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者 法務大臣

十七 第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、第九条第一項に規定する特定事業者（第二
条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条に定める事項
に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

3 （略）

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第四十号に掲げる特定事業
者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条第一項の許可を受
けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場合
及び同号に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第百五
十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十九条第一項の流質物で
ある貴金属等の売却の業務を行う場合には、これらの業務に係る事項に関
する行政庁は、都道府県公安委員会とする。この場合において、道公安委
員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会
に行わせることができる。

5 （略）

6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第八条、第十六条及
び第十七条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という
。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任す
る。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行う

十四 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 宅地建物取引業法第
三条第一項の免許をした国土交通大臣又は都道府県知事（みなし宅地建
物取引業者である特定事業者にあつては、国土交通大臣）

十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 法務大臣

十六 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、第十条第一項に規定する特定事業者（第二
条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第十条に定める事項
に関する行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

3 （略）

4 第一項の規定にかかわらず、第二条第二項第三十七号に掲げる特定事業
者のうち古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第三条第一項の許可を
受けた者が同法第二条第一項の古物である貴金属等の売買の業務を行う場
合には、当該業務に係る事項に関する行政庁は、都道府県公安委員会とす
る。この場合において、道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定め
るところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

5 （略）

6 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第九条、第十五条及
び第十六条に関するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という
。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任す
る。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行う

ことを妨げない。

一 第二条第二項第二十一号及び第二十三号に掲げる特定事業者による行為

二 (略)

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

8・9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第八条及び第十四条から第十八条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十二条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣

イ・ロ (略)

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第百二十七条第二項に規定する主務大臣

ニ 第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者 総務大臣

二〇四 (略)

ことを妨げない。

一 第二条第二項第二十号及び第二十二号に掲げる特定事業者による行為

二 (略)

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、金融庁長官権限のうち、第二条第二項第二十一号、第三十号及び第三十一号に掲げる特定事業者による行為（前項各号に掲げる行為を除く。）に係るものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

8・9 (略)

10 前各項に規定するもののほか、第九条及び第十三条から第十七条までの規定による行政庁の権限の行使に関して必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に関して、それぞれ当該イからホまでに定める大臣

イ・ロ (略)

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第十九号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第百二十七条第二項に規定する主務大臣

ニ 第二条第二項第三十六号に掲げる特定事業者 国土交通大臣

ホ 第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者 総務大臣

二〇四 (略)

2 (略)

(事務の区分)

第二十三条 (略)

(罰則)

第二十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十四条若しくは第十八条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十五条第一項若しくは第十八条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する目的で、第四条

第六項の規定に違反する行為(当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。)をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十

2 (略)

(事務の区分)

第二十三条 (略)

(罰則)

第二十四条 第十六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条若しくは第十七条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十四条第一項若しくは第十七条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 本人特定事項を隠ぺいする目的で、第四条第四項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 他人になりすまして特定事業者(第二条第二項第一号から第十

五号まで及び第三十五号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十八条 他人になりすまして第二条第二項第三十号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引によ

五号まで及び第三十二号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 (略)

第二十七条 他人になりすまして第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引

る送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

4 (略)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十四条 三億円以下の罰金刑

二 第二十五条 二億円以下の罰金刑

三 第二十六条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第三十条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十一条第六項各号に掲げる行為に係る第二十六条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。

引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、五十万円以下の罰金に処す。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

2 (略)

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

4 (略)

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十三条 三億円以下の罰金刑

二 第二十四条 二億円以下の罰金刑

三 第二十五条 同条の罰金刑

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 金融商品取引法第九章の規定は、第二十条第六項各号に掲げる行為に係る第二十五条及び前条第三号に規定する罪の事件について準用する。

附 則

(削る。)

第三条 削除

(経過措置)

第四条 (略)

別表 (第四条関係)

第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第一条第二項第三	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃

附 則

(経過措置)

第三条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第十一条第一項の規定の適用については、同項中「収税官吏、税関職員、徴税吏員」とあるのは「税関職員」と、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」とあるのは「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」とする。

第四条 (略)

十七号に掲げる者							
第二条第二項第三 十八号に掲げる者	同号に規定する業務						
第二条第二項第三 十九号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅 地（宅地建物取引業法第二 条第一号に規定する宅地を いう。以下この表において 同じ。）若しくは建物（建 物の一部を含む。以下この 表において同じ。）の売買 又はその代理若しくは媒介 に係るもの						
第二条第二項第四 十号に掲げる者	貴金属等の売買の業務						
第二条第二項第四 十一号に掲げる者	同号に規定する業務						
第二条第二項第四	司法書士法（昭和二十五年						
	特定受任行為の代理等を						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						
	令で定める取引						

十三号に掲げる者	法律第百九十七号）第三条 若しくは第二十九条に定め る業務又はこれらに付随し 、若しくは関連する業務の うち、顧客のためにする次 に掲げる行為又は手続（政 令で定めるものを除く。） についての代理又は代行（ 以下この表において「特定 受任行為の代理等」という 。）に係るもの 一 宅地又は建物の売買に 関する行為又は手続 二 会社の設立又は合併に 関する行為又は手続その 他の政令で定める会社の 組織、運営又は管理に関 する行為又は手続（会社 以外の法人、組合又は信 託であつて政令で定める ものに係るこれらに相当 するものとして政令で定 める行為又は手続を含む
	行うことを内容とする契 約の締結その他の政令で 定める取引

第二条第二項第四 十四号に掲げる者	三 現金、預金、有価証券 その他の財産の管理又は 処分（前二号に該当する ものを除く。）	行政書士法（昭和二十六年 法律第四号）第一条の二、 第一条の三若しくは第十三 条の六に定める業務又はこ れらに付随し、若しくは関 連する業務のうち、特定受 任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を 行うことを内容とする契 約の締結その他の政令で 定める取引
第二条第二項第四 十五号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項 若しくは第三十四条の五第 一号に定める業務又はこれ らに付随し、若しくは関連 する業務のうち、特定受任 行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を 行うことを内容とする契 約の締結その他の政令で 定める取引	
第二条第二項第四 十六号に掲げる者	税理士法（昭和二十六年法 律第二百三十七号）第二条 若しくは第四十八条の五に 定める業務又はこれらに付 随し、若しくは関連する業	特定受任行為の代理等を 行うことを内容とする契 約の締結その他の政令で 定める取引	

	務のうち、特定受任行為の 代理等に係るもの	
--	--------------------------	--